

# 共同参画だより



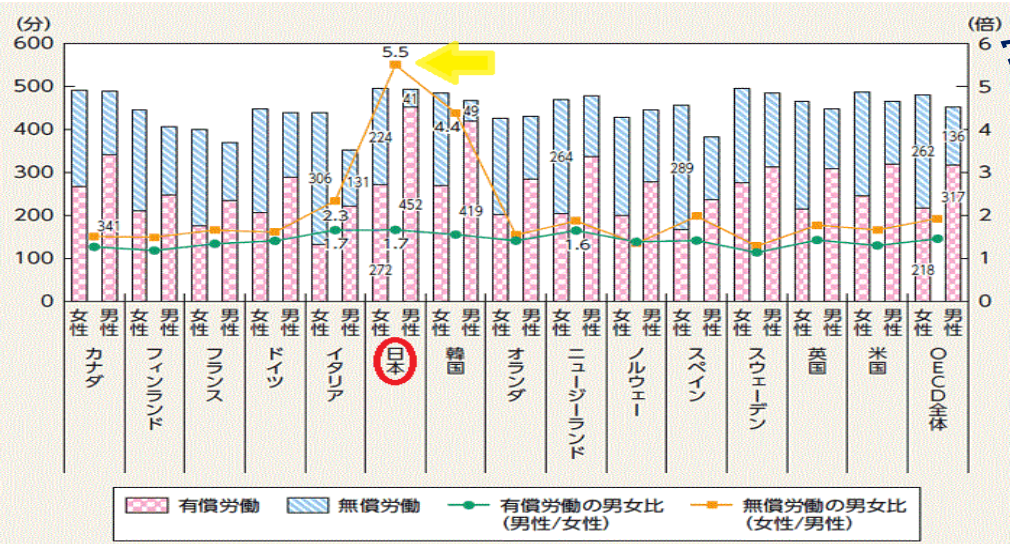
- 令和4年10月から育児休業制度が変わります
- 改正のポイントとこれから

## 1 令和4年10月から育児休業制度が変わります

女性の社会進出が進み、現在では共働きがスタンダードになっています。法整備や企業の取組によって女性が社会に出て働きやすくなっていますが、男性の仕事や家事、育児の両立はどうでしょう。日本の家事、育児参加率は諸外国と比べると低いというデータもあるので、やはり難しい状況なのかと思います。

しかし、今年度から新しく法律改正がされるので両立を見直せるチャンスかもしれません。

男女別に見た生活時間（週全体平均）（1日当たりの国際比較）



無償労働時間（家事・育児・ボランティア等）が短いのは、日本男性（41分）、韓国男性（49分）、イタリア男性（131分）の順となっている。

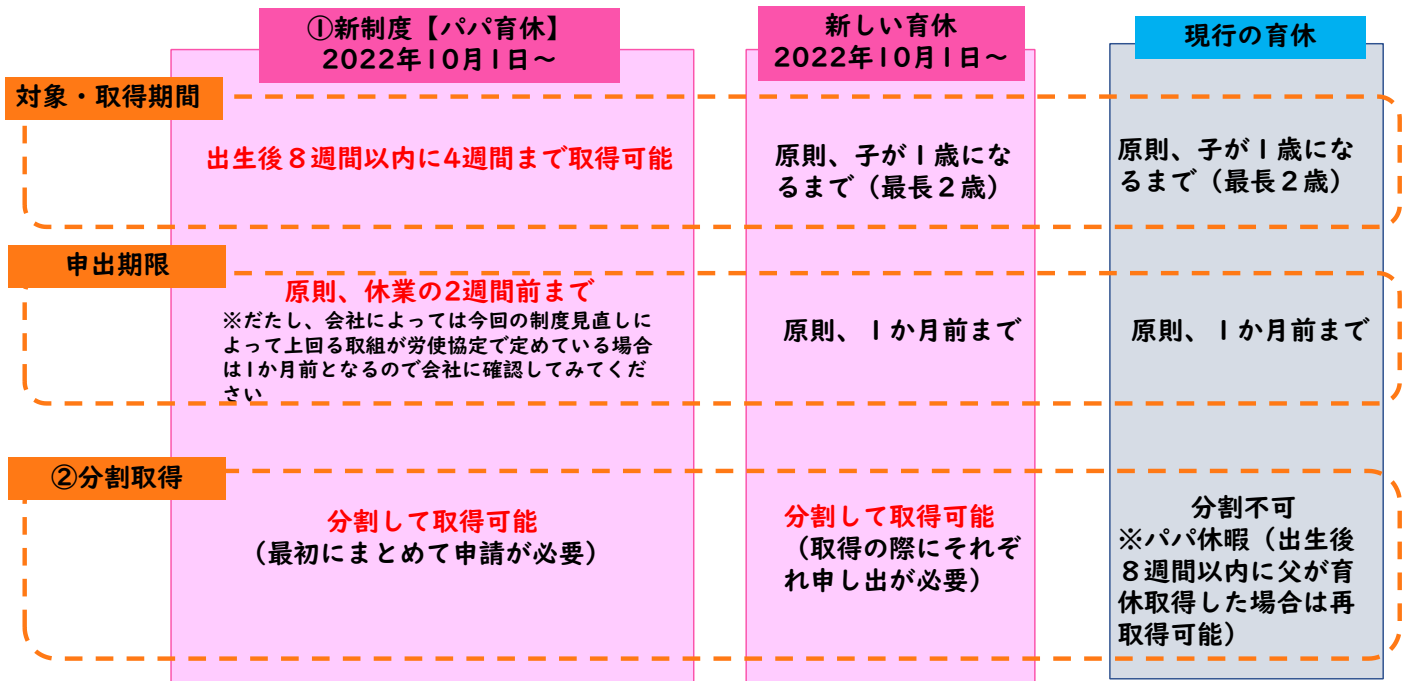
どの国も無償労働時間は女性の方が長いですが、男女比（男性を1とした場合の女性の比率）を見ると、男女比が大きいのは、5.5倍の日本、4.4倍の韓国、2.3倍のイタリアの順となっている。

※男女共同参画白書令和2年版より引用

## 2 改正のポイントとこれから

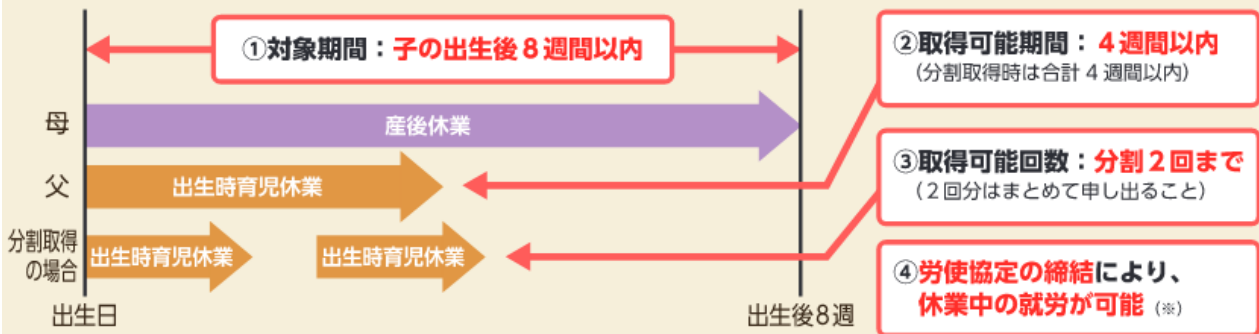
新制度とこれまでの制度

※詳細は裏面で解説



## ① 出生時育児休業（産後パパ育休）制度

子の出生後 8 週間以内において、合計 4 週間以内の休業が取得可能です。2 回までの分割を認めており、労使協定を締結している場合には、労働者が合意した範囲で休業中の就労も可能です。

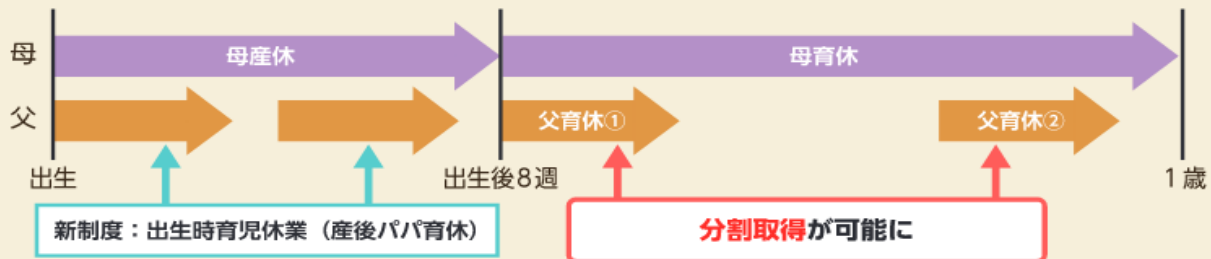


(※) 休業中の就業日数等には上限があります。

1) 休業期間中の所定労働日、所定労働時間の半分 2) 休業開始、終了予定日を就業日とする場合は、当該日の所定労働時間数未満

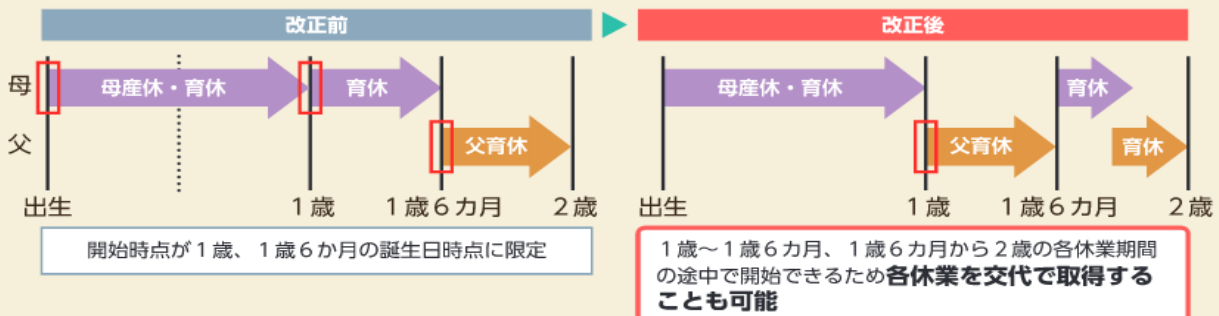
## ② 育児休業の分割取得

育児休業は夫婦共に、原則子が 1 歳になるまでに 2 回の分割取得が可能になります。



## 1 歳以降に延長する場合の育児休業開始日の柔軟化

1 歳到達日以降の育児休業の開始日について、配偶者が 1 歳到達日後の育児休業を取得している場合は当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることが可能となります。



※日本創世のための将来世代応援知事同盟より引用

育児休業の取得回数の制限緩和により、夫婦交代での取得をしやすくなり家庭の状況に合わせて柔軟に対応できるようになりました！

普段から、「お互い様」の気持ちで家庭内も職場もサポートし合える環境づくりができるといいですね！  
そのほかの制度や詳細についてはこちらの QR コードから各種サイトで確認してください。

